

藤沢市から転出される方へ

- ◆新しい住所に住みはじめてから14日以内に新住所地の市区町村窓口に入居のお届けをしてください。
- ◆転出証明書をなくしたり、転出をやめるときは、藤沢市<市民窓口センター>にご連絡ください。
(手続きが必要です。) 連絡先 0466-50-8268 (直通)

☆転入届に必要なもの(※詳しくは転入先にお問い合わせください)
 ◇転出証明書(交付を受けた方) ◇届出人の本人確認のできるもの(運転免許証・健康保険証等)
 ◇通知カード・マイナンバーカード・住民基本台帳カード(お持ちの方)

◎その他の手続きは次のとおりです。

	藤沢市では	新住所地では	本市担当課
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	海外へ転出される場合は、該当のカードを持参し、返納手続きをする必要があります。	該当のカードを持参し、継続利用の手続きが必要です。転入届を出す日が、異動日から14日を経過すると継続利用ができません。	本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター
印鑑登録	転出(予定)日で自動的に廃止されます。登録証は処分してください。	あらためて登録してください。	
国民年金	国民年金加入者が海外へ出国される場合は、資格喪失または在外任意加入の手続きをしてください。	国民年金加入者：他の届出や申請がない限り、手続きは不要です。 年金受給者：原則住所変更の届出は不要です。共済年金受給者は各共済組合にお問い合わせください。	本庁舎1階 保険年金課
国民健康保険	転出(予定)日の翌日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証はお返してください。保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。負担区分連絡票、特定同一世帯連絡票、旧被扶養者連絡票を転出証明書と一緒にお渡しする場合があります。	届出人の本人確認が必要な場合があります。負担区分連絡票、特定同一世帯連絡票、旧被扶養者連絡票が発行された場合は転入先の担当課へご提出ください。	
後期高齢者医療	被保険者の転出手続きをしてください。県外に転出される方には、保険年金課で負担区分等証明書をお渡しします。保険料の精算は保険年金課にお問い合わせください。	届出人の本人確認が必要な場合があります。負担区分等証明書が発行された場合は、転入先の担当課へご提出ください。	本庁舎1階 保険年金課 または 各市民センター
介護保険被保険者証 介護保険負担割合証 介護保険負担限度額 認定証	転出日で藤沢市での資格がなくなりますので、被保険者証及び負担割合証(お持ちの方のみ)はお返してください。要介護認定を受けている方は受給資格証明書をお渡しします。保険料に変更がある場合は、後日通知します。基本チェックリストによる判定(事業対象)は引き継がれませんのでご注意ください。	要介護認定を受けていた方は、転入日から14日以内に認定引継ぎの手続きが必要です。受給資格者証が交付された方は、転入先の市区町村に持参し手続きしてください。 負担限度額認定証が必要な方は、転入先で新たに申請が必要です。 総合事業のサービスを利用する場合は、転入先で新たに基本チェックリストを受ける必要があります。	本庁舎2階 介護保険課 または 本庁舎1階 市民窓口センター または 各市民センター
特定医療費(指定難病)医療受給証	県外及び横浜市、川崎市、相模原市へ転出の場合：住所変更の届出が必要です。新しい住所がわかる物を持って、保健予防課で手続きをしてください。	県内(横浜市、川崎市、相模原市以外)へ転出の場合：住所変更の届出が必要です。受給者証、新しい住所・受給者氏名が記載された公的書類(健康保険証・運転免許証等)を持って転入先の保健所等で手続きしてください。 県外及び横浜市、川崎市、相模原市への転出の場合：転入先の保健所等にお問い合わせください。	藤沢市保健所4階 保健予防課
障がい者手帳及び各種手当	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・印鑑をお持ちのうえ、担当課または各市民センターで転出の手続きをしてください。	障がい者手帳の転入手続きをしてください。自治体により手当の基準が異なる場合がありますので、詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	18歳以上 本庁舎2階 障がい福祉課 18歳未満 本庁舎3階 子ども家庭課
自立支援医療受給者証(精神通院・更生医療)	藤沢市での手続きはありません。	転入手続きをしてください。詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	
障がい福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちのうえ、担当課または各市民センターで転出の手続きをしてください。	自治体によりサービスの基準が異なる場合がありますので、詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	

	藤沢市では	新住所地では	本市担当課
障がい者等医療証	医療証は福祉医療給付課または各市民センターにお返しください。	加入している健康保険証等をお持ちください。自治体によって制度が違うので、詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	本庁舎2階 福祉医療給付課 各市民センター 村岡公民館
児童手当	消滅の手続きをしてください。藤沢市からの支給は転出予定日の属する月分までとなります。 *ご注意ください* 遡って転出される場合は手当を返金していただくことがございます。	転出予定日の翌日から15日以内に申請をしてください。必要書類については転入先の担当課にお問い合わせください。 *ご注意ください* 申請が遅れますと、受給できない月が発生する場合があります。	本庁舎3階 子育て給付課
小児医療証 ひとり親家庭等福祉医療証	子育て給付課または各市民センター、村岡公民館で各医療証を持って転出の手続きをしてください。	自治体により制度が異なります。必要書類等については転入先の担当課にお問い合わせください。	
自立支援医療受給者証（育成医療）	受給者証を子育て給付課にお返しください。	転入手続きをしてください。詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	
未熟児養育医療券	医療券を子育て給付課にお返しください。		
児童扶養手当	子育て給付課または各市民センター、村岡公民館で転出手続きをしてください。手当証書が交付されている方は手当証書を持って手続きしてください。	転入手続きをしてください。所得証明書等が必要な場合がありますので、事前に転入先の担当課にお問い合わせください。	
特別児童扶養手当	県外及び横浜市、川崎市、相模原市に転出する場合は子育て給付課または各市民センター、村岡公民館で手続きしてください。県内の上記3市以外へ転出する場合は、藤沢市での手続きは不要です。	住所変更または転入の手続きをしてください。所得証明書、住民票等が必要な場合がありますので、事前に転入先の担当課にお問い合わせください。	
小・中学生	現在の学校で在学証明書・教科用図書給与証明書をもってください。	転入先の担当課にお問い合わせください。	本庁舎3階 学務保健課
妊婦健康診査費用補助券	転出後、藤沢市の補助券は使用できません。	転入先の担当課にお問い合わせください。	藤沢市保健所1階 子ども健康課
125cc以下のバイク	ナンバープレートの返納が必要です。印鑑・標識交付証明書・ナンバープレートを持って廃車手続きをしてください。詳しくは税制課にお問い合わせください。	印鑑・廃車証明書等を持って登録手続きをしてください。詳しくは転入先の担当課にお問い合わせください。	本庁舎4階 税制課
個人市民税	個人市民税につきましては、1月1日に居住している市町村で課税になります。年の途中で転出されても、その年度の市民税は藤沢市で課税されます。また、国外へ転出される場合は納税管理申告書の届出が必要となります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。	翌年の1月1日の居住地で課税されます。転入時には特に手続きは必要ありません。	本庁舎4階 市民税課
市税の納付	市税の未納がある場合には、転出前に必ず納税課にお問い合わせのうえ、納付されてから転出されますようお願いいたします。なお、住民税は、毎年1月1日にお住まいの市区町村が課税します。1月2日以降に転出された方には、藤沢市から新しいご住所に納税通知書を送付しますので、その納付書で納付してください。 ※市税を未納のまま転出された場合、新住所地へ督促や催告のほか、調査、徴収を行うこととなりますので、ご注意ください。	新住所地での手続きは必要ありません。	本庁舎4階 納税課 0466-50-3509 (直通)

2020.1

◎国外へ転出された方が帰国して転入の届出をするときは次の書類が必要になります。

- ①パスポート（出国・帰国の証印があるもの） ②戸籍謄（抄）本 ③戸籍の附票謄（抄）本
④年金手帳（国民年金加入者）⑤通知カードまたはマイナンバーカード（お持ちの方）

※本籍地または、戸籍の異動がなく転出地に再転入する場合は②・③が省略できる場合があります。

転入の届出をする前に、転入先の市区町村にお問い合わせください。